

伊勢原市比々多保育園の運営に係る公私連携法人募集要項詳細

3 連携法人が行う業務

*募集要項P1参照

(1) 保育業務

①保育 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項

-1 保育に関する基本的事項

- (1) 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育所の効用を最大限に発揮し、乳幼児の福祉を積極的に推進すること。
- (2) 家庭や地域との連携を図り、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意すること。
- (3) 障がい児保育、支援が必要な家庭への保育等近年課題とされている保育に取り組むこと。
- (4) 保育所の管理を行うに当たり、利用者の平等な利用を確保すること。
- (5) 保育所の管理を行うに当たり、個人情報の保護を徹底すること。
- (6) 保育所の管理を行うに当たり、児童福祉法及び関係法令等を遵守し、管理の質の向上に向けた取組を積極的に行うこと。

-2 関係法令等の遵守

次に掲げる法令等を遵守すること。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (2) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
- (3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- (4) 保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）及び保育所に関連する通達
- (5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- (6) 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）
- (7) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）
- (8) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- (9) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）
- (10) 伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢原市条例第17号）
- (11) 伊勢原市保育所条例（昭和33年伊勢原市条例第67号）
- (12) 伊勢原市保育所管理規則（平成10年伊勢原市規則第8号）
- (13) 伊勢原市一時預かり事業補助金交付要綱（平成13年伊勢原市告示第28号）
- (14) 伊勢原市延長保育事業補助金交付要綱（平成13年伊勢原市告示第27号）
- (15) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令等
- (16) 伊勢原市個人情報保護条例（平成19年伊勢原市条例第9号）
- (17) 伊勢原市情報公開条例（平成15年伊勢原市条例第21号）
- (18) その他公私連携型保育所の運営を行うに当たり遵守すべき法令

-3 開所時間等

現在の保育水準の維持・向上のため、現在の指定管理者が実施している内容で実施すること。なお、この水準以上の内容で実施することを妨げるものではありません。

- (1) 開所時間 平日 7:00～19:30 土曜日 7:00～18:30

- (2) 利用時間 保育標準時間 7:30～18:30
保育短時間 8:30～16:30
- (3) 休園日 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
1月2日・3日、12月29日～12月31日
- (4) 利用者の年齢範囲 5か月経過後から小学校就学前まで

-4 職員配置

(1) 配置基準

①伊勢原市の年齢別配置基準（保育士1人当たりの児童数）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
3人	5人	6人	15人	30人	30人

▼伊勢原市の年齢別の職員配置基準は、1歳児と3歳児について国基準を上回る配置基準としていることから、この基準に従って職員を配置すること。

▼国基準を上回る職員配置に対する補助

<伊勢原市保育機能強化事業費補助金>

補助対象 1歳児（4月1日現在で満1歳の者）5人に対し1人以上の保育士を配置する施設

補助額 1歳児の人数×月額7,400円

※上記配置基準に加えて、クラス運営に必要な保育士、障害児対応保育士、標準時間認定の子どもがいる場合の保育士等、**給付費上必要な保育士を配置すること。**

※上記の配置に加え、一時預かり事業には専任の保育士を配置すること。

②配置する職員

次のア、イに掲げる規定に基づき、施設長、主任保育士、保育士、嘱託医及び調理員等、必要な職員を配置すること。

なお、保育士の人数には、看護師を1人に限りを含めることができるものとし、調理業務の全部を委託する場合は調理員を置かないことができるものとする。

ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）

イ 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成27年3月31日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の連名通知（府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号））

(2) 配置職員の勤続年数

①常勤の保育士一人当たりの教育・保育施設等における平均勤続年数が、8年以上とすること。

※施設長、主任保育士を除く常勤の保育士の平均とし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士は常勤職員として算定する。

※勤続年数には、教育・保育施設、地域型保育施設の外、次のア～カの施設における常勤の勤続年数を合算するものとする。

ア 子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設及び同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数

イ 学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数

ウ 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数

エ 児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数

- オ 認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設）における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数
- カ 医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数（保健師又は看護師に限る。）

-5 給食

- (1) 給食は、比々多保育園内での自園調理方式とし、全て当日調理し、当日喫食を原則とすること。
- (2) 0歳児から5歳児まで完全給食とし、次の厚生労働省関係通知を遵守し調理すること。
 - ア 児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（平成27年3月31日厚生労働省通知 雇児発0331第1号・障発0331第16号）
 - イ 児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（平成27年3月31日厚生労働省通知 雇児母発0331第1号）
 - ウ 社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日厚生省通知社援施第65号）
 - エ 社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について（平成8年6月18日厚生省通知 社援施第97号）
- (3) 献立表を毎月保護者に配付すること。
- (4) 給食区分は、次のとおりとすること。
 - ・ 0歳児から2歳児まで 午前のおやつ、昼食、午後のおやつ（離乳食を含む。）
 - ・ 3歳児から5歳児まで 昼食、午後のおやつ
- (5) 伊勢原市食物アレルギー対応マニュアルに基づく給食を提供すること。
- (6) 給食調理従事者、施設管理者及び調理・調乳に従事する保育士は、「腸管出血性大腸菌O157」、「サルモネラ菌」及び「赤痢菌」を含む検便検査を毎月2回以上行うこと。
なお、検便検査に要する費用の一部については、次の補助制度があります。
また、神奈川県が発令するノロウイルス食中毒警戒情報等を参考に、ノロウイルスの検査（リアルタイムPCR法等の高感度の検査）を実施し、安全な保育環境の維持に努めること。
＜伊勢原市民間保育所運営費補助金＞
補助額：市の契約単価（平成27年度1回197円）×人数×回数（1人上限月2回）
- (7) 3歳以上児の主食代については、移行による利用者の負担が増すことがないように、1か月800円以下とすること。
現在の価格を上回る価格を設定する場合は、市と協議の上、決定すること。

-6 保育所の名称

公私連携型保育所の名称は、「〇〇法人△△立比々多保育園」とし、通称は「比々多保育園」とする予定です。 ※協定で決定します。

例：「社会福祉法人△福祉会立比々多保育園」

通称：「比々多保育園」

②延長保育事業 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(H27.7.17 雇児発0717第10号)

延長保育事業については、以下のとおり実施すること。なお、これを上回る水準で実施することを妨げるものではない。

ア 実施時間

○保育標準時間認定 7:00～7:30、18:30～19:30

○保育短時間認定 7:00～8:30、16:30～19:30

※標準時間、短時間とも、土曜日は18:30まで

イ 延長保育料 10分100円

③一時預かり事業（一般型） 児童福祉法第6条の3第7項及び文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連盟通知（H27.7.17 27文科初第23号・雇児発0717第10号）

一時預かり事業（一般型）については、以下のとおり実施すること。なお、これを上回る水準で実施することを妨げるものではない。

ア 実施時間 午前7時30分から午後6時30分

イ 利用料 3歳未満児：4時間まで1,600円、以降1時間ごとに300円

3歳以上児：4時間まで1,000円、以降1時間ごとに200円

参考：利用実績 H26年度 213人 H27年度(4月～11月) 88人

④保育情報の提供、相談及び助言 児童福祉法第48条の3第1項

保育所の地域育児センター事業として、児童福祉法第48条の3第1項に規定する保育に関する情報の提供、相談及び助言を行い、地域住民に開かれた保育所運営を行うこと。

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

①施設全体の維持管理

-1 維持管理業務の内容

次に掲げる維持管理業務を各業務ごとに定められた回数を実施してください。

業務内容		実施回数
1	消防施設点検業務	年2回
2	衛生害虫防除業務	年2回
3	定期清掃	年12回
	床面定期清掃	年1回
	硝子定期清掃	年2回
	照明及び樋定期清掃	年1回
4	冷暖房機保守管理業務	年2回
5	ガスヒートポンプエアコン保守点検業務	年2回
6	送排風機保守点検業務	年2回
7	オゾン脱臭装置保守点検業務	年1回
8	警備業務	年12回
9	自家用電気工作物保守業務	年12回
10	自動扉開閉装置点検業務	年4回
11	樹木管理業務	随時
12	樹木病害虫防除業務	随時
13	給食室清掃業務（厨房、フード）	年1回
14	給食用ダムウェーダー保守点検業務	年12回
15	雑排水槽汚泥汲出清掃業務	年3回
16	雑排水槽汚泥分析業務	年1回

【参考】平成27年度契約金額 2,885,115円 ((11)、(12)の樹木の費用は別途)

-2 留意事項

同一建物内に、市が所管する児童コミュニティクラブ室(2階)、ふれあいルーム(1階)を併設しています。

施設及び設備の維持管理については、連携法人が児童コミュニティクラブ、ふれあいルーム及び共有部分も含めて施設全体を一体的に実施することとし、市の専有部分及び共有部分の一部は市と連携法人の専有面積の割合で経費を按分し、負担割合を決定します。

(3) 管理運営に関する業務

①児童コミュニティクラブとの調整について

-1 施設概要

児童コミュニティクラブは、伊勢原市児童コミュニティクラブに関する条例(平成7年条例第17号)に基づき設置する公設の放課後児童クラブで、2階の児童コミュニティクラブ室で運営しています。現在、その運営はNPO法人に委託しています。

児童コミュニティクラブの運営、室内の備品及び関係設備は市が管理します。

日々の活動で園庭を利用したり、送迎の際、保護者が児童コミュニティクラブの部屋まで往来するなど、複合施設としての利用があることにご留意ください。なお、園庭の利用時間等、運営に関する詳細は、市(NPO法人)と連携法人との間で協議し決定するものとします。

- (1) 施設名 比々多第2児童コミュニティクラブ
- (2) 定員 48名
- (3) 対象 小学生(1年生～6年生)
- (4) 開所時間
 - ・平日 放課後～19:00
 - ・土曜日 8:00～19:00
 - ・長期休業期間 8:00～19:00

-2 連携法人が行う業務

児童コミュニティクラブ運営事業者との調整

②ふれあいルームの管理・運営について

-1 施設概要

ふれあいルームは、市の実施する地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)、高齢者と園児・児童との世代間交流や高齢者の健康・生き甲斐づくりを支援するための事業を実施する施設です。

現在、市が、地域子育て支援拠点事業を週3日、3つの登録団体が週1～2日程度利用しています。

-2 連携法人が行う業務

日常的な部屋の清掃、施設管理、利用申込の受付・調整、貸出に関する業務を実施してください。

(4) その他、市が指定する関連業務

-1 緊急時・災害時の対応

- (1) 児童の急な病気等に対応できるよう薬品等を常備するとともに、急病、負傷発生時の対応マニュアルを整備し、職員への周知及び対応訓練の実施等の対策を講じてください。
なお、事故対応に関しては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第34条に規定する措置を講ずる義務があります。
- (2) 災害時の児童等の避難、誘導、安全確保等及び必要な通報についての対応マニュアルを作成し、職員に周知を図り災害発生時に的確に対応できるようにすること。

-2 運営委員会の設置

伊勢原市保育所管理規則第15条に規定に準じて、市と協議した上で、地域住民、保護者代表等を構成員とした運営委員会を設置し、必要に応じて開催すること。

-3 第三者評価の受審

『「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について（平成26年4月1日厚生労働省通知 雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号）』に基づく第三者評価を、協定期間（当該期間の最終年度を除く）中に2回以上受審するとともに、評価結果を市に提出し、指摘改善事項があった場合には速やかに対応すること。

-4 苦情解決の体制整備

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日厚生省通知 障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号）」に基づき、保育内容等に関する苦情解決のための体制を整備すること。

-5 帳簿等の作成

保育所の管理運営に当たり、次に掲げるもののほか、必要な帳簿等を作成、保管すること。

- (1) 保育課程、指導計画（年案、月案、週案）、消防計画
- (2) 保健計画
- (3) 児童台帳等、保育日誌、児童出席簿、延長保育等記録、保育所児童保育要領
- (4) 乳児睡眠観察記録、薬投与依頼書
- (5) 事故処理簿、施設整備の安全点検簿、避難訓練実施記録簿
- (6) 職員会議録、研修報告書、職員健康診断記録簿
- (7) 給食日誌、給食会議録、検食記録簿、衛生チェックリスト、受払簿
- (8) ふれあいルーム利用状況記録簿
- (9) その他保育の実施に必要な記録

-6 適切な情報管理

業務上知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び伊勢原市個人情報保護条例（平成19年条例第9号）の規定を遵守し、漏えい、滅失及びき損等の防止その他個人情報の適切な管理を行うために、必要な措置を講じること。

-7 災害時の一時避難所としての役割

災害時の一時的な集合場所・避難場所（一時避難場所）に指定されていることから、伊勢原市地域防災計画に基づき、地域住民と協力した安全の確保にご協力ください。

5 施設管理に係る経費負担割合***募集要項P2参照**

施設に併設する、児童コミュニティクラブ、ふれあいルーム及び共有部分の経費の負担割合は次のとおりとします。

(1) 対象経費

P4に記載した(2)①-1「維持管理業務の内容」のうち、(13)～(16)に掲げる給食設備に関する業務を除いた施設の維持管理経費及び光熱水費

(2) 負担割合

次のとおり維持管理経費の負担割合とします。

	占有面積	共有面積(按分)	合計面積	比率
○連携法人の負担	960.07㎡	173.98㎡	1,134.05㎡	82.60%
保育所部分	960.07㎡	173.98㎡	1,134.05㎡	82.60%
○市の負担	210.52㎡	28.44㎡	238.96㎡	17.40%
児童コミュニティクラブ	117.34㎡	21.26㎡	138.60㎡	10.09%
ふれあいルーム	93.18㎡	7.18㎡	100.36㎡	7.31%
合計	1,170.59㎡	202.42㎡	1,373.01㎡	100.00%

※共有部分の按分

共有部分合計面積202.42㎡を、共有部分を除く建物全体の専有面積の割合で按分

▼共有部分を除く建物全体の専有面積割合 ➡ ■経費の負担割合(案)

法人…82.60% 市…17.40%

法人…82%、市…18%

6 委託費・補助金***募集要項P2参照****(1) 委託費**

伊勢原市は、毎月初日の年齢ごとの在籍児童の人数に応じて、子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する委託費を支払います。

なお、請求先は在籍児童の所在市町村になります。

(2) 補助金

市の要綱に基づき民間保育所に対する補助金を、予算の範囲内で交付します。

○延長保育事業

伊勢原市延長保育事業費補助金交付要綱(平成13年伊勢原市告示第27号)の規定に基づき連携法人が実施する延長保育事業の実績に応じて、予算の範囲内で補助金を交付します。

※延長保育事業、一時預かり事業については、国補助制度にあわせて見直し、本年度は平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について(平成27年9月11日府子本 第277号内閣総理大臣通知)に準じた額となります。

○一時預かり事業

伊勢原市一時預かり事業補助金交付要綱(平成13年伊勢原市告示第28号)の規定に基づき、連携法人が実施する一時預かり事業の実績に応じて、予算の範囲内で補助金を交付します。

○障害児保育

伊勢原市障害児保育事業補助金交付要綱(平成13年伊勢原市告示第29号)の規定に基づき、連携法人が実施する障害児保育事業の実績に応じて、予算の範囲内で補助金を交付します。

○乳児保育補助金

伊勢原市乳児保育促進事業補助金交付要綱(平成14年伊勢原市告示第24号)の規定に基づき、乳児保育促進事業を実施する連携法人に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

○運営費補助金

伊勢原市民間保育所運営費補助金交付要綱（昭和57年伊勢原市告示第51号）の規定に基づき、予算の範囲内で保育所の運営に対する補助金を交付します。

7 連携法人の指定に係る協定について

*募集要項P2参照

市と連携法人（募集要項16の審査及び審査により連携法人の候補者として選定された法人をいう。以下同じ。）が締結する「協定」は、児童福祉法第56条の8第2項に規定する内容を基本とし、市と連携法人で協議して決定します。

①協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地

②公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項

③市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

④協定の有効期間

- 1 平成29年4月1日から平成37年3月31日までとします。
- 2 協定期間満了後の更新については、協定に基づく保育の実施状況等を確認した上で、別途、協議することとします。

⑤協定に違反した場合の措置等

- 1 伊勢原市は、連携法人が正当な理由なく協定に従って公私連携型保育所を運営していないと認めるときは、是正、改善その他の必要な措置を指示するものとします。
- 2 連携法人が当該指示に従わず、若しくは当該指示に基づく措置が十分でない認められるとき、又は協定に従って公私連携型保育所を運営していないことが児童福祉に有害であると認められるときは、児童福祉法第56条の8第10項の規定による勧告を行うものとし、当該勧告に従わない場合は、指定取消しをすることがあります。
- 3 児童福祉法第56条の8第7項の規定による立入調査等において、連携法人が実施する保育等が設備・運営基準に達せず、同法第46条第3項又は第4項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、神奈川県に対し同法第56条の8第9項に規定する通知をします。さらに、連携法人が当該勧告に従わず、又は当該措置が十分でない認めるときは、指定取消しをするものとします。
- 4 指定取消しをした場合は、当該指定取消しの日において協定が解除されたものとみなします。

⑥その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

- 1 公私連携型保育所における業務の実施に当たっては、児童福祉法その他の関係法令及び本市の関係条例・規則、その他の規定を遵守しなければなりません。
- 2 別に定める様式により、年度ごとに事業計画書と事業報告書を市長が指定する日までに提出するものとします。
- 3 連携法人は、指定に先立ち、市長が必要と認める期間は、現在の指定管理者が管理する比々多保育園に、連携法人の職員である保育士等を派遣し、調整保育業務等を実施し、現に入所する子ども及び保護者が不安を抱かないよう十分に配慮した引継に関する計画を策定し、当該計画に従って円滑な移行に努めてください。
- 4 引継に当たり、現指定管理者との協議を行い、伊勢原市の承認を受けた上で、引継ぎに関する計画を策定するものとします。伊勢原市は、この計画に基づく引継ぎの進捗を管理し、必要に応じて指導を行うものとします。
- 5 管理口座及び区分経理について、連携法人が運営する保育所に係る経費及び収入は、法人自体の口座とは別の口座で適切に管理し、公私連携型保育所の業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理するものとします。
- 6 安定した雇用条件の下、質の高い職員を確保し、経験と年齢のバランスが取れた職

員配置としてください。

- 7 その他公私連携型保育所の設置及び運営に関して、市長が必要と認める事項を連携法人と協議の上、定めることとします。